

確認検査の業務に係る手数料一覧（一般用）

別表 1-1

建築物				
建築物の区分	型式で1号に該当しないもの (い)			
(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)
申請床面積 (㎡)	確認	中間検査	完了検査	ポイント
30以下	11,000	18,000	20,000	1
30を超え100以下	20,000	18,000	20,000	
100を超え200以下	24,000	21,000	22,000	
200を超え500以下	33,000	26,000	27,000	
建築物の区分	1号若しくは4号で、構造計算に伴う審査を要しないもの (い)			
(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)
申請床面積 (㎡)	確認	中間検査	完了検査	ポイント
30以下	12,000	18,000	20,000	1
30を超え100以下	20,000	23,000	26,000	
100を超え200以下	27,000	27,000	30,000	
200を超え500以下	35,000	35,000	38,000	
建築物の区分	2号若しくは3号、並びに1号若しくは4号で構造計算に伴う構造審査を要するもの (い)			
(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)
申請床面積 (㎡)	確認	中間検査	完了検査	ポイント
100以下	32,000	31,000	34,000	1
100を超え200以下	41,000	35,000	37,000	
200を超え500以下	54,000	43,000	46,000	2
500を超え1000以下	77,000	47,000	51,000	
1000を超え2000以下	113,000	75,000	81,000	
2000を超え3000以下	140,000	113,000	106,000	
3000を超え4000以下	159,000	133,000	125,000	
4000を超え5000以下	177,000	151,000	143,000	
5000を超え6000以下	198,000	170,000	162,000	
6000を超え7000以下	216,000	190,000	182,000	
7000を超え8000以下	234,000	209,000	201,000	
8000を超え9000以下	255,000	227,000	220,000	
9000を超え10000以下	274,000	245,000	238,000	3
10000を超え50000以下	542,000	368,000	340,000	
50000を超え	982,000	694,000	646,000	
建築物の区分	2号若しくは3号で、かつ1号 (い)			
(ろ)	(は)	(に)	(ほ)	(へ)
申請床面積 (㎡)	確認	中間検査	完了検査	ポイント
100以下	35,000	31,000	37,000	1
100を超え200以下	45,000	35,000	41,000	
200を超え500以下	59,000	43,000	51,000	2
500を超え1000以下	85,000	47,000	57,000	
1000を超え2000以下	125,000	75,000	90,000	
2000を超え3000以下	168,000	113,000	127,000	
3000を超え4000以下	190,000	133,000	149,000	
4000を超え5000以下	213,000	151,000	172,000	
5000を超え6000以下	237,000	170,000	194,000	
6000を超え7000以下	260,000	190,000	219,000	
7000を超え8000以下	284,000	209,000	241,000	
8000を超え9000以下	306,000	227,000	264,000	
9000を超え10000以下	329,000	245,000	286,000	3
10000を超え50000以下	651,000	368,000	408,000	
50000を超え	1,179,000	694,000	776,000	

確認の申請の際にREJが指定するFD等を提出した場合、(は)の料金は1000円を差し引いた額とする。  
 建築物の区分とは建築基準法第6条第1項の別を示す。  
 「型式」とは法第68条の10第1項の認定(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)を受けた型式をいう。  
 検査の申請でその直前の処分がREJ以外で受けた確認(計画変更確認を含む)の場合、(ろ)の区分に応じた(は)の手数料を別途加算いたします

別表 3-1-1

構造計算適合性判定に伴う追加料金					
(ろ) 対象床面積 (㎡)	(ち) 業務の区域	認定P外(り)		認定P(め)	
		判定手数料(る) (円)	REJ経費(を) (円)	判定手数料(る) (円)	REJ経費(を) (円)
200以下	(A)	117,100	57,900	88,700	26300
	(B)	167,000	83,000	115,000	34000
200を超え500以下	(A)	140,000	70,000	100,100	29900
	(B)	167,000	83,000	115,000	34000
500を超え1000以下	(A)	162,800	81,200	111,600	33400
	(B)	167,000	83,000	115,000	34000
1000を超え2000以下	(A)	185,700	92,300	123,000	37000
	(B)	215,000	107,000	137,000	41000
2000を超え10000以下	(A)	221,900	110,100	139,600	41400
	(B)	248,000	124,000	151,000	45000
10000を超え50000以下	(A)	294,700	147,300	176,000	53000
	(B)	324,000	162,000	191,000	57000
50000を超え	(A)	541,300	269,700	297,600	89400
	(B)	590,000	295,000	323,000	96000

判定手数料は判定機関の手数料となります。判定機関の手数料が変動した場合、上記によらない場合があります。  
 業務の区域の区分中「(A)」とは大阪府下、京都府下、滋賀県下、奈良県下、和歌山県下をいう。  
 業務の区域の区分中「(B)」とは兵庫県下をいう。  
 「認定P」とは法第20条第1項第2号イ並びに同条第1項第3号イに定めるプログラムをいう。  
 「認定P外」とは法第20条第1項第2号イ並びに同条第1項第3号イに定めるプログラムを使用しない場合をいう。

別表 3-2

構造計算方法に伴う追加料金				
(ろ) 対象床面積 (㎡)	(わ) 限界耐力 (円)	(か) エネルギー (円)	(よ) 告示免震 (円)	
200以下	15,000	15,000	15,000	
200を超え500以下	20,000	20,000	20,000	
500を超え1000以下	30,000	30,000	30,000	
1000を超え2000以下	40,000	40,000	40,000	
2000を超え10000以下	135,000	135,000	135,000	
10000を超え50000以下	270,000	270,000	270,000	
50000を超え	490,000	490,000	490,000	

「限界耐力」とは令第82条の5に定める構造計算。  
 「エネルギー」とは平成17年国土交通省告示631号に定める構造計算。  
 「告示免震」とは平成12年建設省告示第2900号に定める構造計算。

別表 3-3

検証法に伴う追加料金			
(ろ) 対象床面積 (㎡)	(た) 避難 (円)	(れ) 耐火・防火区画 (円)	
200以下	15,000	15,000	
200を超え500以下	20,000	20,000	
500を超え1000以下	30,000	30,000	
1000を超え2000以下	40,000	40,000	
2000を超え10000以下	135,000	135,000	
10000を超え50000以下	270,000	270,000	
50000を超え	490,000	490,000	

「避難」とは第129条の2に規定する階避難安全検証法並びに第129条の2の2に規定する全館避難安全検証法  
 「耐火・防火区画」とは令第108条の3で規定する耐火性能検証法

別表 2-1

昇降機・建築設備・工作物				
(ろ) 申請対象物	(は) 確認 (円)	(に) 中間検査 (円)	(ほ) 完了検査 (円)	(へ) ポイント
昇降機 小荷物専用昇降機 (1基)	型式部材製造者認証者によるもの	18,000	15,000	1
	上記以外		18,000	
その他の建築設備 (1種類)	23,000		23,000	
工作物 (1基)	令第138条第1項に掲げるもの		高さ10m以下	
	令第138条第2項、若しくは第3項に掲げるもの	高さ10を超え	38,000	
		遊戯施設	200,000	
		上記以外	38,000	